

2019年度NACCSプログラム変更要望一覧（継続検討案件）

No.	業務区分	業務内容	業務コード	変更等事項	使用頻度	現行内容	変更等要望内容	効果	2018検討結果(参考)	2019検討結果
H31-001	海上貨物	バンニング情報登録	VAN	業務コード：VAN 現行：コンテナ1本に対して、貨物管理番号が100件まで登録可。101件以上は登録不可となる。 変更：コンテナ1本に対して、貨物管理番号を1,000件まで登録可に変更。 1000件を要望する根拠。昨年一年間の実績を調べたところ、最大1,000件近い実績が1度あり、この最大件数も対応出来る様に、する為。	弊社は通関業ですが、大阪の保税倉庫で週に1回、舞鶴港の保税倉庫で週に1回。 現行、週2回の頻度です。 しかしながら競合他社でも同じ事案が発生（大阪・南港のみ）しているの で、更に頻度は倍以上となります。 また弊社では、今後は取扱い件数を増やし、違う日の本船の船積みを行なう事を検討しています。 出来れば、この問題が解決してから扱い件数を更に増やして行く予定です。	VANが行えないので、件数が100件を超えるとNACCSにデータが残せない。結果マニュアル対応となるが、その為に余計な仕事が増えている。 件数が多い理由：弊社は韓国向けにDOOR TO DOORのサービスを海上輸送を使っています。昨年までは通関をマニュアル申告で行っていた為に問題なかったのですが、税関の一方的な決定で今年1月からこれが出来なくなりました。 従って全てNACCSで1件1件申告しなければならなくなりました。（これだけでも大変な手間が増えています。） 申告件数は制限がありませんが、VAN登録に制限がある事が判り問題になりました。	件数の増加だけですので、出来れば早急に対応して頂けると大変有り難く、業務の大きな助けになります。	NACCSで対処出来ないないので、無理やりデータを削除したり、ダミーの情報登録をECRで登録したり、本来不必要な処理を行い、無理やり処理しているのが現状。 NACCSで出来ないマニュアル書類で対応しないといけないので、無駄な書類作成、書類管理が発生しているだけでなく、電子化の時代に逆行してしまっています。 これらが改善されます。	「バンニング情報登録(コンテナ単位)(VAN)」業務を単純に101件以上処理可能とすることは、現在のシステム処理能力においては処理時間の遅延等問題が発生することから、単年度での対応は難しいので、中年度更改又は第7次NACCS更改時での実施可否について継続して検討します。	変更規模が大きいため、単年度ではなく次期更改で検討します。
H31-003	海上貨物	S/I情報登録	VGM	VGM 情報入力欄の追加	毎船・各コンテナに対して使用	日本においてVGM情報が E I Rをベーズに船会社がターミナル経由でCODECOを通してEDIとして入手、またはCODECOが整備されていないターミナルからはE I Rコピーやサマリーシートを入手し、マニュアル入力している。また、CY CUT日の搬入が多くCY CUT前にVGM情報が入手困難。	VGM情報が NACCSを通し S Iが船会社に提供されるタイミングで入ること、情報提供者がお客様であること、VGM要求事項が確実に伝達されることを目指したい。	関係者間における統一的な意見集約の段階に至っておらず、具体的な変更内容の検討が出来る状況に無い。「コンテナ総重量のシステム導入にかかる方針について」の中で、海事局より、2020年末の連携基盤構築前にVGMの電子的な情報伝達を可能にするべく、関係法令等を改正する方針が示されました。それに伴い、NACCSでの対応は見送ることとします。	令和元年8月5日 国土交通省で開催された「サイバーポート検討WG(港湾・貿易手続)」において提示された「コンテナ総重量のシステム導入にかかる方針について」の中で、海事局より、2020年末の連携基盤構築前にVGMの電子的な情報伝達を可能にするべく、関係法令等を改正する方針が示されました。それに伴い、NACCSでの対応は見送ることとします。	
H31-015	海上貨物	搬入確認登録	BIA	在来船の貨物の他所蔵置への搬入業務	都度	在来船の貨物を保税蔵置場へBIA(搬入確認登録)する場合ポートノートで搬入出来るが他所蔵置の場合はTYC(他所蔵置許可申請)の後OLC(保税運送申告)をしなければ(搬入確認登録)が出来ない。	他所蔵置の搬入であっても、ポートノートで搬入できるようにしたい。	現行のOLC(保税運送申告)業務をしていては承認されるまで貨物が動かせない(朝早く入港したり週末に入港した場合に直ぐ未水切りが出来ない)事が解消される。また業務の省力化に繋がる	当該変更については、費用対効果を踏まえ、平成31年度以降に実施可否について継続して検討します。	税関、他省庁案件ですが、実施するとの回答は得ていません。
H31-045	貨物共通	輸入貨物情報照会 輸出貨物情報照会 貨物情報照会	IAW IGS ICG	貨物情報確認 (IAW, IGS, ICG) □	日本全体で1日 数百回	①貨物情報確認する毎にNACCSへアクセスして確認しなければならぬ。 ②情報確認作業毎 課金されている	①履歴情報が更新された際、自動的に案内(データ)が送られるシステムにして頂きたい。 (通関許可データのようなイメージ) ②回数制限無し、又は、情報が更新された時のみ課金するシステムにして頂きたい	緊急貨物で少しでも早く通関、搬出を必要とする場合、現場スタッフは、他の業務の合間に頻りに貨物情報確認を行っている。自動的に情報データが配信されれば、自動的に搬出指示書の印刷等が可能となり、待ち時間に他の業務を行う事が出来効率が上がる。	当該要望を実現するには、機器の増設等が必要となり、単年度での対応は難しいので、中年度更改又は第7次NACCS更改時での実施可否について継続して検討します。	変更規模が大きいため、単年度ではなく次期更改で検討します。
H31-049	海上通関	検査搬出の対応	CY0	PKI後に1コンテナをCHJで情報仕分けし、その後複数申告し、一部が検査になった場合の搬出について		PKI後に1コンテナをCHJで情報仕分けし、その後複数申告し、一部が検査になった場合、CY0 (K)がエラー(注)となり、CY0 (K)の業務実施ができない。 (注) エラーコード：E0054-OKD-0000(1コンテナに複数BLが存在する場合は、同一の輸入申告等中であること)	CHJでBL仕分けを行った後にCY0 (K, またはスペース)業務を送信可能としていただきたい。	管理台帳に反映される。長期在庫にならない。	ご要望については、税関にお伝えします。	税関、他省庁案件ですが、実施するとの回答は得ていません。
H31-060	航空通関	混載貨物確認情報登録 HAWB情報登録(輸入)呼出し	HPK, HCH	突合後、許可まで時間を要する件について	ほぼ毎日	輸入準備申告貨物にて発生している案件 HPK, HCHが完了し突合をしている貨物において、突合後～許可が出るまで時間を要するものが発生している。(最大7~10分程度)	データを確認していると、突合後「IMI」処理がなされるのに時間を要しているように見受けられる。 NACCS側での処理を早くすることはできますでしょうか？	搬入後すぐに許可が下りることで迅速な搬出までが可能となる	多数件処理については、システム処理能力の増強又は業務処理自体の変更が必要となり、変更規模が大きくなることから、単年度での対応は難しいので、中年度更改又は第7次NACCS更改時での実施可否について継続して検討します。	2019年9月15日に対応済み
H31-082	通関共通	申告添付登録	MSX	【MSX】	毎日使用	MSXで誤って添付した書類を削除した場合、累積量からも減らしてほしい。 例えば、3Mの添付ファイルを削除した場合、残り7M分しか使用出来ない。	削除しても10M使用可能にしてほしい。	業務効率の向上	ご要望については、税関にお伝えします。なお、削除したファイルについても原本保存していることから、ファイル削除後に送信可能容量を戻すことは困難なため、そもそもの送信可能容量を増やすことができるかどうかについて、中年度更改又は第7次NACCS更改時での実施可否を継続して検討します。	変更規模が大きいため、単年度ではなく次期更改で検討します。
H31-085	通関共通	輸出申告事項登録 輸出申告事項呼出し 輸出申告	EDA EDB EDC	輸出申告EDA・EDB・EDC 輸出者コードと貿易管理サブシステムで電子発給された許可承認書等番号の情報紐付け。	毎日	貿易管理サブシステムで電子発給された(輸出承認証番号等識別コードの末尾「J」)輸出許可・承認書について、当該輸出者が受けた輸出許可・承認書と違う番号を入力した場合でも、事項登録・申告が可能。	輸出者コードと貿易管理サブシステムで電子発給された(輸出承認証番号等識別コードの末尾「J」)輸出許可・承認書番号の情報紐付けする。 EDA・EDB・EDC 事項登録・申告時、輸出者コードと輸出承認証番号等に入力された許可・承認書番号を参照し輸出者コード/輸出許可・承認書番号の一致がとれない場合、エラーとなる。	輸出許可・承認書番号の入力誤りによる誤申告を防止できる。	NACCS統合時の仕様変更において、申告事項登録時の貿易管理サブシステムで交付された電子ライセンスの所有者と申告上の輸出者の突合を行い、一致しない場合はエラーとします。	2020年6月に対応予定
H31-093	通関共通	外為法 電子ライセンス情報照会	JTS	(貿易管理サブシステムのNACCS統合の際に)当該IQをJTSにて照会できるようなプログラム修正を行ってほしい。	2017.12 業務実施件数：7497 エラー件数：4	当該IQに付属する、ILの集約処理に時間がかかり、パッケージソフトのタイムアウトとなることがある。 よって、「A0011」(センターがビジーである)のエラーを出力しています。	(貿易管理サブシステムのNACCS統合の際に)当該IQをJTSにて照会できるようなプログラム修正を行ってほしい。	NACCS統合時に処理性能を上げる対処を行います。	2020年6月に対応予定	

No.	業務区分	業務内容	業務コード	変更等事項	使用頻度	現行内容	変更等要望内容	効果	2018検討結果(参考)	2019検討結果
H31-094	通関共通	関係省庁業務コード		NACCS業務コードと関係省庁コードを統一化することの提案		NACCS用コードの「包装種類コード」と輸入食品監視支援業務関連コードの「積込個数単位コード」で同じものでありながらコードが異なることから統一してほしいとの要望があった。これについて、要望は「スキッド」の「SI」と「SD」に関するものであったが、他にも「セット」や「スラブ」も異なっている。 自社システムで輸出貨物情報をACL(船積確認登録)業務に連携する際、荷姿「スキッド(SKID)」は「SD」を使用しているが、ACL業務では「SI」と認識されるため、都度、手入力で「SI」に訂正している。	(改善案) NACCS用コードと関係省庁で使用しているコードに相違があることから、NACCS用コードに統一する。 また、相違がある旨、NACCS掲示板にお知らせを掲載すべきではないか。		ご要望については、関係する省庁にお伝えした結果、下記のとおり回答を得ております。 厚生労働省 (FAINS) 平成30年11月12日にNACCSコードと統一した旨、回答を得ております。 農林水産省 (APS) 実現の可否を含め検討する旨回答を得ております。	税関、他省庁案件ですが、実施するとの回答は得ていません。
H31-102	通関共通	管理資料	EEC等	管理資料として配信希望	都度	①EEC 輸出取止め再輸入申告を実施しても、I51輸入申告一覧データ等に含まれず、管理資料として配信されない。 ②開庁申請件数が配信されない ③管理資料の配信、今は10項番のみである ④マニュアル申告(カルネ、別送品等は配信されていない)	通関取扱明細簿に記載が必要な以下の申告等についてI51輸入申告一覧データ等を含めて配信を希望します。 ①輸出取止め再輸入申告 ②開庁申請件数 ③他法令(食品、植検等) ④見本持出申請 ⑤マニュアル申告(カルネ、別送品等)	営業報告書に記載すべき実績件数を検証する資料となりうる。取扱明細簿への記載漏れを防ぐ事が出来る。	①②ご要望を満たす管理資料については、出力内容の調整等が必要であることから、来年度以降に実施可否について継続して検討します。 ③食品届に係る管理資料については、平成31年3月17日に実施済みです。また、動植物検疫に係る管理資料については、変更規模が大きくなることから、単年度での対応は難しいため、中年度更改又は第7次NACCS更改時での実施可否について継続して検討します。 仕様変更の項番: 6N-18-022 ④システムの仕様上対応できないことから実施は困難です。	①②変更規模が大きいため、単年度ではなく次期更改で検討します。
H31-105	通関共通		IDA	IDA	1~2件/月	石油石炭税はリットル(もしくはキログラム)に掛かるのにIDAの課税標準数量はキロリットルで表示され、小数点第二位までの表示。(輸入許可通知書参照)	石油石炭税のコード(Q20)を入力した場合、リットルでの表示にする、もしくはキロリットル表示を小数点第三位までにする。	内国消費税欄の仕様が合う。	変更規模が大きくなることから、単年度での対応は難しいので、中年度更改又は第7次NACCS更改時での実施可否について継続して検討します。	変更規模が大きいため、単年度ではなく次期更改で検討します。
H31-139	通関共通	関係省庁業務(動物検疫)	ILC	CAJ0102の合格通知の中の記載内容	月に2,3回。	動物検疫検査合格通知書に輸入者名はありますが、法人番号は無い。	動物検疫合格通知書に法人番号の記載があった方がよい。動物検疫合格通知書に法人番号が入力されていない。記載されている方が、色々な意味で取扱いがしやすい。	動物検疫合格通知書に法人番号が記載されていないのはいかがなものでしょうか。通関関係、食品届、植物検疫は法人番号が記載されています。請求や書類関係を法人番号で管理している業者も少なくないのではないのでしょうか。	ご要望については、農林水産省にお伝えした結果、実現の可否を含め検討する旨回答を得ております。	税関、他省庁案件ですが、実施するとの回答は得ていません。
H31-149	通関共通	JASTPROコードと法人番号の紐付	多数	法人番号だけで全ての業務を可能	年間4万件程度	JASTPROコード・税関発給コードに変わって法人番号が導入されているが、法人番号だけでは包括保険・リアルタイム口座が使用出来ない。	法人番号のみで包括保険・リアルタイム口座を使用可能とする。	法人番号のみで申告に最低限必要な事項を登録可能とすることで、番号が複数あることの弊害や、更新管理が不要になり、申告手続きが簡素化される。	NACCSの利用者ではない方の法人番号を、どのように管理していくかの検討が必要であることから、単年度での対応は難しいので、中年度更改又は第7次NACCS更改時での実施可否について継続して検討します。	変更規模が大きいため、単年度ではなく次期更改で検討します。
H31-161	通関共通	輸入通関	JTB		月に2-3度	①BP→IBPの場合 BP申告時に重量、金額を登録し、承認→IBP終了後にBP承認の際に印刷しておいた輸入承認に最終輸入重量と金額を手書き訂正し、税関に提出して押印を貰う→経産省に紙を送付して裏書入力できるようなロック解除を依頼→ロック解除の連絡が来てからNACCSで訂正入力し、JTB終了を経産省に連絡して業務が完了。 上記のように裏書訂正業務に手間が掛かり、紙で出していた方が楽。 ②BP時の裏書登録で送状金額と通関金額の通貨が異なる場合、通貨の識別が1つしかないで正しく入力できず、備考欄にも入力できない。	①BP時の裏書登録だけでNACCSの輸入申告と連動するようにすればIBPの際の書き換えは不要になる。 ②送状金額と通関金額双方に通貨表記を入力できるように改善してほしい。	①業務の効率化、合理化に役立つ。 ②正確な申告内容を反映できる。	①NACCS統合時の仕様変更において、IBP申告時のJTA02業務を可能としますので、IBPの際の裏書事後訂正は不要となります。 ②「JTA02:裏書情報登録」共通部の通貨の入力欄を2つにすることを検討します。	①2020年6月に対応予定 ②税関、他省庁案件ですが、実施するとの回答は得ていません。
H31-164	海上入出港	乗員上陸許可申請	VPX	VPX(乗員上陸許可申請)日本人乗組員情報除外対応	約1~2回/月	現状日本人乗組員が混ざっている船舶の場合、上記の申請を行う際にVTX02(乗組員情報登録)に遡って日本人乗組員を削除してから、VPX(乗員上陸許可申請)を行っており、申請後に再度VTX02で日本人乗組員を含めた全乗組員の情報に変更するという非常に手間のかかる作業をしている。	入管側のシステムで日本人乗組員を除外してジョアパス(乗員上陸許可書)を発給できるようにするか、VPX(乗員上陸許可申請)から入管側に情報を送信する際に、日本人乗組員の情報は強いて送信するようにプログラムを変更してもらいたい。	都度乗組員情報を変更するという手間のかかる作業が無くなり、業務効率があがる。また変更時の操作ミスも防止でき、確実な入管申請が可能となる。	ご要望については、法務省にお伝えした結果、実現の可否を含め検討する旨回答を得ております。	税関、他省庁案件ですが、実施するとの回答は得ていません。
H31-167	海上入出港	入港前統一申請	WPT	(WPT)入港前統一申請(運航情報不使用)	多い	アップロードした船員情報を読み込む作業の際、その読み込んだ情報内容(中身)を画面にて確認出来ない為、読み込みすべきファイルの選択を間違える可能性がある。 実際弊所にてこの事象が発生したが、大事に至る前に変更処理を行う事ができた為事なきを得た。 本事象はシステム不具合ではありませんが、一歩間違えば法令違反にも繋がりが兼ねない事象である為改善が必要と考えます。	アップロードファイル名に対象船名を追記するなどの対策を講じているが、当該作業中に読み込んだファイル内容の確認、更にはその編集まで出来る様にして頂きたい。		アップロードしたファイルの内容の確認・編集を可能とするためには、制限事項や費用が過大であるなどの問題があることから、2020年度以降に実施可否を含め継続して検討します。 なお、ファイル名については、アップロードされたファイルの名前に信号文字を付加するプログラム変更を、平成31年2月26日に実施済みです。 仕様変更の項番: 6N-18-017	変更規模が大きいため、単年度ではなく次期更改で検討します。

No.	業務区分	業務内容	業務コード	変更等事項	使用頻度	現行内容	変更等要望内容	効果	2018検討結果(参考)	2019検討結果
H31-168	海上入出港	入港前統一申請	WPT	入港前統一申請(WPT) ・同時に送信するとエラーになる。 乗員上陸申請(入管宛て)は代理店電話番号が必須。 船舶保安情報(港長宛て)は代理店電話番号任意。 ただし、代理店電話番号を入力すると住所が必須となる。 上記申請を同時におこなうと、代理店電話番号が連動しているため、港長宛ての申請で住所を入力する必要が出てくる。 ・同時に送信するとエラーになる。 乗組員・旅客情報事前報告情報(税関宛て)は代理店コードが必須。 係留施設使用届(港長宛て)は代理店コード任意。 ただし、代理店コードを入力すると電話番号、住所が必須となる。 上記税関宛てと港長宛てに同時申請する場合、代理店コードが連動しているため、港長宛てに送る際に電話番号、住所を入れなければ同時に送ることが出来ない。	毎回	入港前統一申請(WPT) ・同時に送信するとエラーになる。 乗員上陸申請(入管宛て)は代理店電話番号が必須。 船舶保安情報(港長宛て)は代理店電話番号任意。 ただし、代理店電話番号を入力すると住所が必須となる。 上記申請を同時におこなうと、代理店電話番号が連動しているため、港長宛ての申請で住所を入力する必要が出てくる。 ・同時に送信するとエラーになる。 乗組員・旅客情報事前報告情報(税関宛て)は代理店コードが必須。 係留施設使用届(港長宛て)は代理店コード任意。 ただし、代理店コードを入力すると電話番号、住所が必須となる。 上記税関宛てと港長宛てに同時申請する場合、代理店コードが連動しているため、港長宛てに送る際に電話番号、住所を入れなければ同時に送ることが出来ない。	同時に送る場合、必須項目でない箇所まで入力しないと同時に送ることが出来ないようにしてほしい。 WPTに限らず、訂正等で呼び出した情報を一箇所だけに送りたい場合でも、ほかの官庁あてのページも修正しないとエラーが出ることもあり、非常に不便である。第5次NACCSの時と同じ仕様であり、改善を要望します	エラーチェックの時間、無駄な項目の入力を省くことが出来、業務が効率化される。	ご要望については、関係する省庁にお伝えした結果、実現の可否を含め検討する旨回答を得ております。	変更規模が大きいため、単年度ではなく次期更改で検討します。
H31-172	海上入出港	乗組員情報登録	VTX02	登録人数の増加	年に数回(今後増加傾向)	現行NACCSのVTX02では乗組員情報の登録可能人数が1,500名。 近年日本に寄港する客船が大型化しつつあることから乗組員が1,500名を超える場合があり、システムでまかなえないためマニュアル対応を行っている。	VTX03のようにページを分ける形でも良いので登録可能人数を増加して頂きたい。	東京オリンピック開催時は大型客船の寄港が増加する可能性が高く、上陸許可証の作成等がマニュアルでは対応しきれなくなる。 システム対応が可能になることにより申請者だけで無く官庁側もかなりの手間が削減できる。	変更内容について、関係する省庁間の調整等が必要となることから、2020年度以降の実施可否について継続して検討します。	2020年3月に対応予定
H31-174	海上入出港	入出港業務全般	WPX等	添付ファイル	約30回/月	申請書に添付書類がある場合、税関、港湾管理者にはファイルを別途送付する業務があるが他の省庁にはFAXや手交する必要がある。	税関、港湾管理者以外にもシステムからファイルを送付する(申請に添付する)ことが可能にしていきたい。	FAXする場合にどの申請の添付書類かが分かるようにする必要があるがこれが不要になり又手交する場合は官庁に出向く必要がなくなるためかなりの業務省力化が見込める。	ご要望については、関係する省庁へお伝えした結果、実現の可否を含め検討する旨回答を得ております。	税関、他省庁案件ですが、実施するとの回答は得ていません。
H31-180	航空入出港	検疫前通報	GIA01	検疫前通報が「上陸旅客数」「乗継旅客数」の欄の並びになっているので、出港届を「出発空港搭乗旅客数」「出発空港通過旅客数」の並びに変更して頂きたい	1日120回使用	出港届が「出発空港通過旅客数」「出発空港搭乗旅客数」の順で並んでいる。	簡単に申し上げると、「乗継旅客数」の欄がフォーマットの位置が検疫前通報と出港届で逆になっているため、入力が逆に入力する間違いが多発している。	「乗継旅客数」と「上陸旅客数」、出発空港通過旅客数と「出発空港搭乗旅客数」のテレコでの入力ミスが無くなる。	ご要望については、厚生労働省にお伝えした結果、実現の可否を含め検討する旨回答を得ております。	税関、他省庁案件ですが、実施するとの回答は得ていません。
H31-181	損保	包括保険仮登録	HHA, HHC	包括保険仮事項登録を包括保険確認登録と同じ業務にする。	多	輸入者と損害保険会社間で包括保険契約締結後、輸入者は損害保険会社に「包括保険申請書」等を発行。損害保険会社は「包括保険仮事項登録」及び「包括保険仮登録」を実施。仮登録後、輸入者になんらかの方法にて仮登録した旨を連絡。輸入者は連絡を受けた後、「包括保険確認登録呼び出し」を行い内容を确认后、包括保険確認登録を実施する。	損害保険会社が仮登録した内容については、メール等NACCS以外の方法にて、輸入者に通知、輸入者が確認の上、再度メール等で通関業者等に依頼し本登録することになっており、この為、業務上の連携が失われている(タイムラグや誤送信のリスクあり)。包括保険内容をNACCSに登録すること自体は法的に縛られた行為ではなく、損害保険会社が間違ったインプットをすることも容易には想定出来ないため、損害保険会社が締結された包括保険契約内容を入力したものを本登録とし、本登録完了と同時に輸入者に通知される仕組みに改修する事で、前述リスクや非効率性を排除するもの。輸入者宛通知は、添付ファイル付きメールの自動送信により行い、輸入者は包括保険の内容を添付ファイルを開くことにより確認出来るようにする。当然ながら、登録内容が間違っている場合には、保険会社だけに修正が出来るようにしておく。	仮登録・本登録の間でタイムロスがなくなり、業務の効率化が図れる。	当該要望に関する業務フローは、第6次NACCSの更改時、関係者間で合意されたもので、当該業務フローを変更する場合、関係者間での調整が必要であるところ、現段階では関係者間での合意を図ることが難しいことから、平成31年度以降の実施可否について継続して検討します。	変更規模が大きいため、単年度ではなく次期更改で検討します。